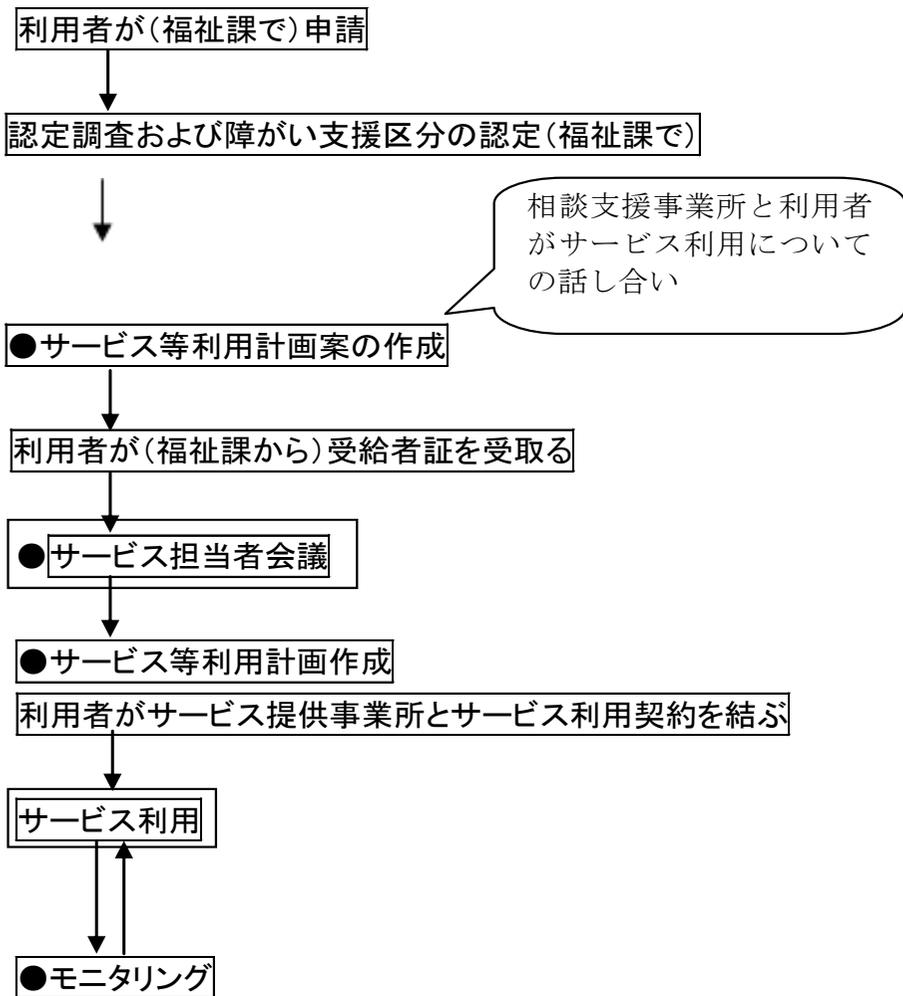


〈申請から利用までの流れ〉 申請から利用までに2~3か月かかります



※サービスによっては、障がい支援区分の認定が必要。

【障がい支援区分とは】

障がい者の心身の状態等に応じて必要とされる支援の度合いを区分1から6までで示します。この障がい支援区分と、本人の意向や家族の状況により、利用できるサービスの内容や量が決まります。

●を総称して、計画(障がい児)相談支援と呼びます。

【サービス担当者会議とは】

利用者への支援方法や目標等について話し合います。参加者は、本人(保護者)・相談支援専門員・サービス提供事業者・市関係職員等です。